

放送システム委員会報告(案)に対する意見募集

－「放送法第 20 条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件」のうち「必要的配信業務に用いる配信用設備の技術的条件」－の結果

■提出された意見の件数:7件(法人:2件、個人:5件)

※ 提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者:

○法人 【2件】(提出順)

JCOM 株式会社、株式会社 radiko

○個人 【5件】

■放送システム委員会報告(案)に対する意見募集－「放送法第 20 条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件」のうち「必要的配信業務に用いる配信用設備の技術的条件」－に対して提出された意見及びそれに対する放送システム委員会の考え方

(意見提出順、敬称略)

No	意見提出者	提出された意見	委員会の考え方	案の修正の有無
1	個人	29ページの2行目「とりまとめた」は「取りまとめた」のほうがよい。他の箇所例と同様に。	御意見を踏まえて、記載を「取りまとめた」に統一・修正いたします。	有
2	個人	この案に天下りの影響が出るのを危惧している。 総務省は多くの天下りポストを用意することで有名だが、天下り先の意向に左右されて本来行うべき判断が行えないのではないかと。 案の中に天下りについての記載を明記するべきだとも思う。本件とは関係ないとかいう意味のわからない見解が示されるかもしれないが、もし関係がなかったとしたら、天下りなんて存在しないはずだ。	本案に対する具体的な御懸念の理由は明らかではありませんが、本案は、情報通信審議会諮問第 2047 号「放送法第 20 条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件」のうち「必要的配信業務に用いる配信用設備の技術的条件」について、放送システム委員会として検討を行い、取り	無

		何より国民の税金を食い物にし、至福肥やし、日本を腐敗させていることが許せない。	まとめを行ったものです。	
3	個人	「3-4-3 配信における品質」について ・映像信号の規格について、原案に賛成だが、視聴者側で視聴する際の画質を選択できる従来の仕組みは維持されるべきである。	映像信号の品質について、御賛同の意見と承ります。 本報告(案)においては、視聴環境等を踏まえ複数の映像信号による配信を許容しておりますが、視聴者側での画質の選択機能については、技術的条件とはせず NHK の判断に委ねることとしたいと考えております。	無
		・マルチ編成時のサブチャンネルの配信画質は、地上波放送と同等の画質(SD)になるという理解で宜しいか。	マルチ編成時のサブチャンネルの配信品質について、現行の NHK プラスでは 1920×1080 から 320×180 まで複数の解像度により配信が行われております。(1920×1080 はテレビデバイス向けのみ。) 必須業務化後の対応については、現在 NHK において検討中と認識しております。	無
		「5-3 継続的かつ安定的な配信に向けた取組」について 誤受信防止措置(放送法第20条の3)について、現在 NHK が計画しているしくみは、ワンクリック詐欺まがいの手法であって、著しく不相当であると感じる。 より適切な形とするためには、配信を受信する意思が明確に確認できる方法とすべきであって、単にボタンを押下(タップ)するのみではなく、reCAPTCHA 認証(画像認証ないし文字入力認証)といった一定の意識的動作を含む方法にすべきである。 また、このような方法を取ることで、bot 等からの不正な攻撃も防止できる。	本案は、必要的配信業務に用いる配信用設備の技術的条件についてお示したものです。 「特定必要的配信の受信を目的としない者が誤ってその受信を開始することを防止するための措置」(改正放送法第 20 条の3第9項)については、本意見募集の対象外となります。	無
4	個人	受信料を取っておきながら配信でさらに徴収する意味が解りません	本案は、必要的配信業務に用いる	無

		WOWWOWを見倣っていただきたい というよりも 偏向報道が過ぎる NHK 要りません	配信用設備の技術的条件についてお示ししたものです。 御意見につきましては、総務省において、今後の放送行政の参考とされるものと考えます。	
5	JCOM 株式会社	今回の報告案は、「NHK が自ら設置する設備及び NHK が契約等により提供を受けて利用する設備ないしサービスであり、これらの設備を配信用設備の範囲とする」と報告案内で定義しているとおり、NHK 殿の責に帰す部分の基準を決めたもので、視聴するエンドユーザーにネットワークを提供する電気通信事業者側の技術基準を決めていないことは適当であると考えます。 放送法の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 36 号)により、NHK 殿 は「原則として全ての放送番組について、同時配信、見逃し配信及び番組関連情報の配信を必須業務として行うこと(必要的配信業務)」と定められていますが、今後、この必要的配信業務のサービスの普及に伴って、トラフィックの増加が予想されます。NHK 殿の配信用設備とエンドユーザーの端末の間はインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者が担っており、本サービスのトラフィックの増加に対応するため、今後設備増強や運用負荷の増加に対応していく必要があると考えられます。 こうしたトラフィック増加による負荷軽減施策としては、コンテンツ配信用のキャッシュサーバーを電気通信事業者の ISP 網内に設置やピアの接続などが考えられますが、こうした電気通信事業者側の施策に対し視聴環境の維持の観点から NHK 殿が一定の負担をすることを検討いただくよう要望致します。 配信の品質については「必要的配信業務は、NHK の放送番組を、テレビ端末を有しない者に対しても、放送と実質的に同等の水準で提供することを目的とするものであることを踏まえ、配信される放送番組を構成する映像・音声等が一定水準の品質を満たす	本案について、御賛同の意見と承ります。 電気通信事業者における施策への負担に関しましては、現行の電気通信事業における枠組みの中で適切に取り扱われるべきであると考えます。	無
		配信の品質については「必要的配信業務は、NHK の放送番組を、テレビ端末を有しない者に対しても、放送と実質的に同等の水準で提供することを目的とするものであることを踏まえ、配信される放送番組を構成する映像・音声等が一定水準の品質を満たす	本案について、御賛同の意見と承ります。	無

		ことが求められる。」とされていますが、「配信は、放送と異なり、インターネット等の電気通信回線を経由することになるため、NHK の責任により品質を確保することが困難」であることから、伝送路や端末の状態に応じた柔軟性を確保するべく、一部の品質基準や技術的条件を規定しないことが望ましいとまとめられたことはインターネットを経由する配信の特性を踏まえた適当であるものと考えます。		
		また、今後は CTV(コネクティッド TV)が普及することが想定され、視聴者は放送と配信の差を意識することなく同一のコンテンツを同一の機器(CTV)で視聴する時代が来ることが想定されます。現在テレビ向けにケーブルテレビ事業者等が行う再放送は画質等も含めて厳しい技術基準が定められ多大な帯域を要しています。今後、ケーブルテレビ事業者等が現在の RF による放送から IP を用いた放送を行うことも想定されますが、NHK 殿が配信で行う技術基準に比べケーブルテレビの再放送の技術基準が著しく厳しいものとされた場合、多大なトラフィックに対処する必要性が生じる懸念があります。同じコンテンツであれば視聴者は経路を意識しないと考えれば、ケーブルテレビ事業者等に対して NHK 殿が自ら行う配信より厳しい技術基準を適用することはいわばダブルスタンダードであり適切とは言えません。ケーブルテレビ事業者等の再送信についても、今後はある程度自由度を持たせた技術基準となることを要望します。	本案は、前段でのご指摘のとおり、現状の配信における様態を考慮し、一定の柔軟性を持たせた技術的条件であることが適当であると考えます。 いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
6	株式会社 radiko	24 頁 第3章 技術的条件の考え方 3-1 技術的条件の検討に当たっての基本方針 「民間における配信事業は、事業者自らの企業努力と責任によって技術面・品質面・運用面で安定的なサービスを提供しており、制度化に当たっては、こうした活動に制約を課することがないよう留意すべきである。」とすることは、現状を鑑みた方針であり賛同します。 27 頁 3-2 配信用設備の範囲に関する考え方 3-2-1 配信用設備の基本的な整理 「NHK 配信に用いられる設備としては、(略)NHK 以外の者が設置し、当該者が配信を実施するために主体的に用いる設備(略)は「配信用設備」には含まれないと整理することが適切である。」とすることは、現状を鑑みた方針であり賛同します。	本案について、御賛同の意見として承ります。	無

		37 頁 3-4 品質に関する考え方 3-4-3 配信における品質 「品質に関する技術的条件の検討に当たっては、(略)基本となる水準以外の値を NHK において柔軟に決定できるような規定とすることが望ましい。」とすることは、インターネットにおける多様な伝送路や端末、将来的な技術の高度化にも対応できるようにすることを考慮してあり賛同します。 39 頁 3-4-3-2 音声信号 「符号化方式やサンプリング同期について、(略)映像信号と同様に配信環境の柔軟性を確保するため、これらの品質は規定しないことが望ましい。」とすることは、配信技術が日進月歩で放送技術よりも短い期間で変遷している現実もあるため賛同します。 40 頁 3-4-3-3 伝送遅延 「同時配信における伝送遅延については、(略)規定することは難しく、(略)技術的条件としては規定しないことが望ましい。」とすることは、伝送上における様々な箇所において遅延が発生する要素があることから、現実に応じた判断であり賛同します。		
7	個人	NHK 放送は別にインターネットで観れなくても構いません。それよりも観れない観ない人から NHK 受信料を徴収する仕組みを変えるべきです。これからは NHK 受信料ではなく NHK 視聴料に変更の法改正を。 外国で NHK 放送が観れるなら外国に住む外国人から NHK 受信料を徴収して外貨を稼いだ方が国益に繋がるかと思います。	本案は、必要的配信業務に用いる配信用設備の技術的条件についてお示ししたものです。 御意見につきましては、総務省において、今後の放送行政の参考とされるものと考えます。	無